

「やまなし都市づくりの基本方針」策定について

平成19年5月15日

記者発表資料

○「やまなし都市づくりの基本方針」を策定しました。

(背景)

- ・都市機能の拡散、中心市街地の衰退等の都市問題は、単に商業だけの問題では無く、都市構造の問題としてとらえる必要があり、人口減少・超高齢社会などの社会情勢の変化等を踏まえると、都市づくりの方向を拡大から集約へと転換する必要があります。
- ・国においても、「都市機能の適正立地」の観点から大規模集客施設や公共公益施設の立地に都市計画の手続きを求めるなどとした都市計画法の改正が平成18年5月31日に公布され、「中心市街地の活性化」の観点から中心市街地への支援拡充等を盛り込んだ中心市街地活性化法の改正が同年6月7日に公布されています。
- ・こうしたことから県では、平成18年度に設置した学識者8名からなる「やまなし都市づくり研究会」における論議、市町村の意見を参考にして、

**都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり
美しく魅力あふれる都市づくり
安全で安心して暮らせる都市づくり
環境と共生する都市づくり
多様な主体の参加と協働による都市づくり**

を目指す「やまなし都市づくりの基本方針」を策定し、今後の都市政策の基本的な考え方を示すこととしました。

○現行方針からの主な変更点

- ・都市構造に広域的な影響を与える大規模集客施設の適正な立地誘導
- ・都市機能の分散抑制と中心市街地や拠点への都市機能の集約

○運用方針

- ・この方針に基づいて、平成22年度までに策定する予定の次期都市計画区域マスタープランや都市計画区域の再編作業を進めます。
- ・広域的に大きな影響を及ぼす大規模集客施設等の立地に当たっては、現行都市計画区域マスタープランを基本として、改正都市計画法やこの方針の考え方に基づき県として適切に対応していきます。

○本文等は、土木部都市計画課HP (<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/toshikei/index.html>)をご覧ください。

問い合わせ先

山梨県土木部 都市計画課長

TEL 055(223)1715 (直通) FAX 055(223)1724 県庁内線 7450

やまなし都市づくりの基本方針 [概要版]

平成19年5月

山 梨 県

はじめに

平成12年の都市計画法の改正により、すべての都市計画区域ごとに県が都市計画区域マスタープランを策定し、その中で整備、開発及び保全の方針を示すことが義務づけられました。そこで、平成15年5月に山梨県都市計画区域マスタープラン基本構想「やまなし21世紀都市ビジョン」を策定し本県の「都市づくり基本方針」を明らかにしたうえで、多くの皆様のご意見を伺いながら、平成16年5月までに全都市計画区域において都市計画区域マスタープランを策定し公表しました。

しかし、本県においては極めて高い自動車依存度もあって、中心市街地の空洞化、拡散を続ける都市近郊への宅地化、公共公益施設や大規模集客施設等の都市機能の郊外立地といった現象が相変わらず続いており、基本構想で掲げた方向には必ずしも向かっていないことは大きな問題と考えています。

一方、国においては、中心市街地の衰退は商業だけの問題ではなく、都市機能が無秩序に薄く拡散することに伴う都市構造上の問題として捉え、「中心市街地の再生」と「都市機能の適正立地」により、コンパクトなまちづくりを実現するため、いわゆる「まちづくり三法（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）」のうち都市計画法と中心市街地活性化法の見直しが行われました。

このようなことから、本県においても、急速な進展が予想される人口減少・超高齢社会に対応し、都市経営コストの最適化を目指す持続可能な都市づくりへと転換していくことが必要であると考えています。具体的には、これまでの成長を前提とした拡大型土地利用を抑制し、既存ストックを最大限に活用するとともに、新たな開発については真に必要な計画的なものに限定し、都市構造に大きな影響を及ぼす公共公益施設や大規模集客施設の立地を適正に誘導し、都市の顔である中心市街地の再生を推進していきます。

本方針は、市町村合併が進展したことを契機として、現在の都市計画区域マスタープランの目標年次である平成22年までに行う予定の都市計画区域の再編及び次期都市計画区域マスタープラン策定の県の基本的な考え方を示したものであり、また、当面の運用にあたってこの方針を適用していきます。

都市づくりは、市町村が主体的に実施すべきものですが、最近では都市問題も行政区域を超えて広域化していることから、広域的な影響を配慮した取り組みが必要であり、各市町村も本方針を都市づくりの方向性として共有していただくとともに、県としても市町村の施策運用に大きな差異が生じないように、広域的な観点からの調整を行っていきたいと考えています。

活力とにぎわいあふれた魅力ある都市を未来に残していくために、本方針の内容を広くご理解いただくとともに県民・事業者・行政など多くの皆様のご協力により、より一層積極的な取り組みが展開されることを願っています。

平成19年5月

山梨県知事 横内 正 明

太赤線で囲まれている部分は、
特に重視すべき事項

1. 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり



2. 美しく魅力あふれる都市づくり

本県を取り巻く近年の
社会情勢

郊外への市街化の
低密度拡散

「景観法」の制定

富士山の
「世界文化遺産」
登録への推進

本県の都市が抱える
基本的課題

豊かな自然環境の保全

歴史、文化、景観等の既存資源
の保全

行政体が広域化する流れの中
での特性づけを確保

基本方針

2-1 歴史・文化資源の活用
(1) 地域固有の歴史的・文化的
遺産を活用した都市づくり

**2-2 美しく魅力あふれる景観
づくり**
(1) 景観法を活用した建築行
為等のコントロール
(2) 沿道の屋外広告物等の規
制・誘導

2-3 都市の顔づくり
(1) 拠点地区等での魅力ある
景観整備

3. 安全で安心して暮らせる都市づくり

本県を取り巻く近年の
社会情勢

安全・安心に対する意
識の高まり

本県の都市が抱える
基本的課題

富士山噴火や東海地震などの
自然災害に対する備え

防犯対策など生活環境面での
安全・安心への備え

基本方針

3-1 災害に強いまちづくり
(1) 自然災害への対処
(2) 都市防災の強化

**3-2 安全で安心な生活環境の
形成**
(1) 地域コミュニティの充実
による防犯対策の強化

**3-3 誰もが利用しやすい都市
施設づくり**
(1) 都市施設のバリアフリー
化・ユニバーサルデザイン
の推進

4. 環境と共生する都市づくり

本県を取り巻く近年の
社会情勢

本県の都市が抱える
基本的課題

基本方針

郊外への市街化の
低密度拡散

郊外への無秩序な宅地化進行
の抑制

4-1 環境負荷の軽減

- (1) 都市機能の集約化による資源・エネルギー消費・環境負荷の軽減
- (2) 公共交通機関の充実による自動車依存型の生活スタイルからの転換

モータリゼーションの更なる進行と
生活圏の広域化

豊かな自然環境の保全

4-2 自然環境の保全

- (1) 地域の優れた自然環境保全のための都市的土地利用の抑制
- (2) 都市近郊緑地の保全

4-3 郊外部や農山村集落における田園環境の保全

- (1) 里山や果樹地帯など、地域固有の優れた景観の保全
- (2) 郊外部の優れた地域環境の維持・保全と地域コミュニティの維持・再生

歴史、文化、景観等の既存資源
の保全

4-4 都市の緑地

- (1) 市街地内に存在する優良な緑地の保護
- (2) 公共公益施設用地や建築物の敷地内での緑化の促進
- (3) 街区公園等の身近な公園の整備

5. 多様な主体の参加と協働による都市づくり

本県を取り巻く近年の
社会情勢

本県の都市が抱える
基本的課題

基本方針

県民の都市計画
に対する意識の
高まり

県民の意見を反映したまちづくり

行政体が広域化する流れの中での特性づけを確保

5-1 市町村計画や他部門との連携の強化

- (1) 合併により自立を目指す市町村計画との整合
- (2) 都市計画部門と他部門の連携強化

5-2 都市づくりにおける多様な主体の参画

- (1) 都市づくりの協働体制づくり
- (2) 都市計画への住民参加

図一 都市圏と都市機能集約化のイメージ

